

健生発0116第12号
令和8年1月16日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)

と畜場における検印インクについて

標記については、「と畜場における検印インクについて」（平成21年5月12日付け食安発第0512001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により通知しているところです。

今般、アメリカ食品医薬品局(FDA)が食用赤色3号等の食用タール系色素について段階的に食品への使用に係る許可を取り消す方針を打ち出しているところです。

つきましては、アメリカ合衆国向け輸出牛肉には下記成分の調整による天然系色素由来の検印インクを使用することとしました。当該検印インクの流通は年度内に開始される予定です。アメリカ向け輸出食肉取扱施設を所管する自治体においては、検印インクの切り替えの御対応をお願いする予定です。切り替えの時期については、追ってお知らせします。

なお、本検印インクは国内向け牛肉に対して使用しても差し支えない旨、申し添えます。

記

1 インクの成分配合割合

① 95%エタノール	60.0 g
② グリセリン	5.0 g
③ アナト一色素製剤	35.0 g

2 調製方法

グリセリンに95%エタノールを混和した後、これを色素に加えること。